

神栖市部活動の運営方針（改訂版）

令和3年4月
神栖市教育委員会

1 改訂の趣旨

「神栖市部活動の運営方針（改訂版）」（以下、「市運営方針」という。）は、本市における公立中学校の部活動を主な対象とし、全ての生徒にとって望ましい部活動の実施環境を構築するという観点に立ち、部活動が以下の点を重視して、地域、学校、競技種目、分野、活動目的等に応じた多様な形で実施されることを目指している。しかしながら、今般の新型コロナウイルス感染症の影響を受け、感染拡大防止のための対策を加筆した。

- 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む「日本型学校教育」の意義を踏まえ、
 - ・運動部活動においては、生徒が運動やスポーツを主体的に楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図ること
 - ・文化部活動においては、生徒が生涯にわたって学び、芸術文化等の活動に親しみ、多様な表現や鑑賞の活動を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めることとともに、バランスのとれた心身の成長と豊かな学校生活を送ることが実現できるようにすること。
- 部活動は、生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであり、学校は、学校教育の一貫として教育課程との密接な関連を図り、適正な時間管理の下、合理的でかつ効率的・効果的な運営に努めること。また、生徒の自主性・自発性を尊重し、部活動への参加を義務づけたり、活動を強制したりすることがないように、留意すること。
- 学校全体として部活動の運営及び指導に係る体制構築に努めること。
- 文化部活動は、その多様性に留意し、可能な限り、生徒の多様なニーズに応じた活動が行われるよう、実施形態などの工夫を図ること。

学校は、国が策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」、「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」並びに「茨城県部活動の運営方針」、「市運営方針」に則り、今後、持続可能な部活動の在り方について検討し、速やかに改革に取り組む。

2 新たな部活動に向けての市運営方針

(1) 学校教育の一環としての部活動の適切な運営

- ① 部活動は、生徒の多様な学びの場として大きな意義を有するものであることから、学校の教育目標及び経営方針に基づき、計画的に実施するものである。
- ② 部活動は、学校としての組織力を高めながら、学校全体の教育活動として適切な運営を図っていく必要がある。
- ③ 学校は、PTA総会やホームページ等を利用して、学校としての部活動の運営方針について広く発信し、理解を求める。

(2) 適切な運営のための体制整備

- ① 部活動の方針の策定等
 - ア 校長は、「学校の部活動に係る活動方針」及び「活動計画」を公表する。
 - イ 市教育委員会は、各学校において部活動の活動計画の策定等が効率的・効果的に行えるよ

う、必要に応じて学校に対して支援を行う。

② 部活動の指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、生徒の安全確保、指導内容の充実、顧問の業務の適正化を図る観点から、円滑に部活動の運営ができるよう、部活動数の調整を図る。

イ 部活動の運営に関する校内組織体制として「部活動運営委員会(仮称)」を設置し、保護者や地域のスポーツ・芸術文化活動等関係者、学校医等も加え、活動内容や時間(量)、学校・保護者・地域間の連携方策について、十分な理解と協力を得る。

ウ 校長は、各部の毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、状況の把握に努める。

エ 市教育委員会は、部活動指導員等の任用・配置に当たり、定期的な研修の機会を設定し、資質及び指導力の質的な向上を図る。

オ 各学校において、近隣の学校間における連携を充実させ、指導に関する情報等の共有を図る。

(3) 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

① 適切な指導の実施

ア 校長及び部顧問は、文部科学省の「運動部活動での指導のガイドライン」(H25.5)に則り、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。また、市教育委員会は、学校における取組が徹底されるよう、適宜、支援及び指導・是正を行う。

イ 運動部顧問は、科学的な見地に基づき、計画的に休養日を設定することが必要なこと、また、過度の練習は、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解する。

ウ 文化部顧問は、生徒が生涯にわたって文化・科学等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、それぞれの目標を達成できるよう、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

エ 部顧問は、部活動の運営をマネジメントしていく観点から、部活動経営の「R P D C A サイクル」を着実に実施する。

オ 部顧問は、活動目標、指導方針、試合等、具体的な活動内容や方法等について、生徒や保護者が十分に理解できるよう適切に伝える。

② 部活動用指導手引の普及・活用

ア 部顧問は、中央競技団体又は文化部活動に関わる各分野の関係団体等の指導手引を活用して、(3)①に基づく指導を行う。

③ 新型コロナウイルス感染症対策

ア 各競技団体が作成するガイドラインを踏まえた取組を実施する。

イ 生徒に発熱等の風邪の症状が見られる時は、参加を見合わせ、自宅で休養するよう指導する。

ウ 感染状況等にもよるが、体育館等の屋内で実施する必要がある場合は、こまめな換気や、手洗い、消毒液の使用(消毒液の設置、生徒が手を触れる箇所の消毒)を徹底する。

エ 別に国や県からの通知等により、活動の制限を求められる場合はこれに従う。

④ 熱中症事故の防止

ア 市教育委員会及び校長は、生徒の生活や健康に留意するとともに、熱中症事故の防止等の安全確保を徹底するため、「熱中症予防運動方針」等を参考に、部活動の実施について適切に判断する。また、気象庁や環境省の熱中症関係情報サイト上の暑さ指数等の情報に十分留意し、屋内外に関わらず、活動の中止や延期、見直し等柔軟な対応を検討するなど、環境条件に配慮した活動を実施する。

イ 校長及び部顧問は、高温や多湿時において、練習試合、活動の中止等、柔軟な対応をとる。万が一、熱中症の疑いがある症状が見られた場合には、早期の水分・塩分の補給や体温の冷却、病院への搬送等、迅速かつ適切な対応を徹底する。

(4) 適切な休養日等の設定

- ① 学期中は週当たり2日以上の休養日进行。 (平日は原則月曜日を休養日とし、土曜日及び日曜日はいずれか1日以上を休養日とする。また、週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)
- ② 長期休業中における休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、ある程度長期間の休養期間(オフシーズン)を設ける。
- ③ 1日の活動時間は、平日2時間程度、休業日は3時間程度とする。
- ④ 朝の活動は、原則として行わない。ただし、全国中学校体育大会及び県新人体育大会の予選を含む1か月間前に限り、校長の許可を得た上で実施できることとする。なお、この期間は校長のリーダーシップの下、十分に活動時間等の調整をする。
- ⑤ 校長は、「学校の部活動の運営方針」の策定にあたっては、「市運営方針」に則り、各部活動の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。
また、各部活動の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その適切な運用を徹底する。
- ⑥ 定期試験等の実施前の一定期間を、学校全体の部活動休養日として設定する。

(5) 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

- ① 生徒の多様なニーズを踏まえた運動部活動の設置
ア 校長は、季節ごとに異なるスポーツを行う活動、体力づくりを目的とした活動等、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる運動部活動の設置を検討する。
イ 高い資質・能力を有し、質の高い活動が必要とされる生徒に対しては、各種団体等の外部の協力を得るなどして、組織として育成体制を整える。
- ② 生徒の多様なニーズを踏まえた文化部活動の設置
ア 校長は、季節ごとに異なる活動を行う活動、生徒が楽しく芸術文化等の活動に親しむ動機付けになるものなど、生徒の多様なレベルやニーズに応じた活動を行うことができる文化部活動の設置を検討する。
- ③ 地域との連携
ア 市教育委員会及び校長は、学校や地域の実態に応じて、地域の人々の協力やスポーツ団体、芸術文化関係団体及び社会教育関係団体等の各種団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者、社会教育施設及び文化施設の活用等による、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境や持続可能な芸術文化等の活動のための整備を推進する。

(6) 学校単位で参加する大会等の見直し

- ① 市教育委員会は、学校の部活動が参加する大会等の全体像を把握し、生徒や部顧問の過度な負担とならないよう、大会の在り方を見直すとともに、各学校の部活動が参加する大会数の上限は、年間12回程度とする。
- ② 校長は、茨城県中学校体育連盟及び文化部活動に関わる組織が定める大会数の上限の目安等を踏まえ、生徒や部顧問の過度な負担とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。

(7) 宿泊を伴う遠征について

部活動単位で宿泊を伴う遠征については、下記の内容を満たすもののみ許可する。

- ① 遠征範囲は、関東及び近県とする。
- ② 宿泊日数は、2泊までとする。女子の部活動においては、女性教員等の引率をつけるなどの配慮をすること。
- ③ 保護者の同意を得ること。